

# 東根市公益文化施設整備等事業 入札説明書等に関する質問回答(2回目)等



平成26年 4月 4日

東 根 市

- 1 本質問回答は、平成26年3月12日(水)から3月13日(木)までに受け付けた東根市公益文化施設整備等事業の入札説明書等に関する質問を項目順に整理するとともに、その回答を記載したものです。
- 2 質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、記載位置については、市で整理していますので注意してください。
- 3 記載凡例/「番号」は通し番号です。総質問件数等は下記の<質問回答総括>を参照してください。
- 4 本質問回答に続いて「入札説明書等に関する追記(変更)事項」を記載していますので注意してください。

## < 質問回答総括 >

書 類	入札説明書等	質問件数
①	入 札 説 明 書	12
②	様 式 集	12
③	要 求 水 準 書	23
④	要 求 水 準 書 別 紙 ・ 資 料	19
⑤	落 札 者 決 定 基 準	0
⑥	基 本 協 定 書 ( 案 )	0
⑦	事 業 契 約 書 ( 案 )	4
⑧	そ の 他	3
—	合 計	73

入札説明書等に関する質問回答(2回目)

< 入札説明書に関する質問回答 >

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	-	質問	回答
1	指定管理者の効力	7	1	2						平成26年2月21日付入札説明書等に関する質問書質疑番号14にあるとおり、貴市は、当該議決が得られるよう、万全を尽くすとのことですが、事業者としては、議決が得られなかった場合のリスクを危惧しております。議決の獲得は事業者にてコントロールできないリスクですので、議決が得られなかったことにより、事業者が生じた損害は貴市にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	市は、本事業の指定管理者に関する市議会の議決が得られないことを想定していませんが、仮に、当該議決が得られなかった場合には、市と選定事業者で協議し、両者が締結した事業契約を大幅に変更することなく履行できるよう、あらゆる方策について検討し、最適な対策を講じるものとなります。
2	建設に当たる者について	11	2	2	2					入札説明書等に関する質問回答(1回目)No19において、「建設に当たる者の資格要件は、建築一式工事及び土木一式工事であり、設備工事に当たる者は、建設に当たる者の協力企業として位置づけられる。」との回答となっておりますが、グループの構成員として参画したい場合、その他企業としての参画することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。なお、事業契約書(案)第20条(建設の第三者委託)が適用されることについて留意してください。
3	資格要件	11	2	2	2	2	②			建設業務を共同企業体で実施する場合、②の経営事項審査結果通知書の総合評点についても共同企業体の構成員全社が満たしていなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	競争参加資格	12	2	2	4	3				平成26年2月21日付入札説明書等に関する質問書質疑番号22にあるとおり、基本協定締結後に競争参加資格を欠いた場合においても、事業契約は締結頂けるとのことですが、当該参加資格欠如企業を排除することなしに事業契約を締結できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	特別目的会社の設立	25	4	2						「すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。ただし、選定事業者及び当該出資者が、譲渡、担保等の設定その他の処分について、書面による合理的な説明を市に提	選定事業者(SPC)が種類株式を発行する場合には、提案書においてその内容を明記してください。なお、入札説明書P25に「入札参加者による、SPCに対する出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。入札参加者の構成員による出資は必須要件

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	-	質 問	回 答
										示し、市の事前承諾を得た場合にあっては、この限りではない。」とございます。例えば、SPCが種類株式を発行する場合には、事業契約終了前に種類株式を消却する等も含め、提案書においてその旨を明記すべきでしょうか。それとも、SPCを設立する時点で、書面による合理的な説明を市に提示し、市の事前承諾を得れば良いのでしょうか。	ではないが、入札参加企業、入札参加グループの代表企業、建設に当たる者及び運営（図書館業務）に当たる者は必ず出資するものとする。また、入札参加企業又は入札参加グループの構成員以外の者がSPCに出資する場合、その出資比率は、出資者中の最大となつてはならない。」と規定している趣旨（主として議決権に関する事項）に留意してください。
6	什器備品等の所有権について	27	4	6	1				A	『A-④公益文化施設の施設整備に係る什器備品等調達業務及び関連業務』について調達した什器備品等の所有権は選定事業者と市のどちらに帰属するのでしょうか。つまり、選定事業者で償却資産税の納税義務は生じる想定でしょうか。	本事業ではBTO方式を採用しており、什器備品等調達業務は、本施設の施設整備に係る業務の対価（割賦金）の対象となっています。したがって、ご質問の什器備品等の所有者は、市となります。
7	維持管理運営費相当分のその他費用	28	4	6	1				E F	平成26年2月21日に公表された「入札説明書等に関する質問回答（1回目）等」の質問番号40にてお示しいただいておりますが、維持管理費相当分および運営費相当分に含まれるその他費用の税金・税引後利益は、各費用相当分対価の利益の配分により法人税も変わるため、実際の運営上、予算実績差異の把握が難しくなる恐れがございます。必ずしも按分する必要性がなく、一方の運営費相当額に税金・税引後利益にすべて含める等、事業者の提案としてお認めて頂けるとの認識で宜しいでしょうか。	「維持管理費相当分」と「運営費相当分」の支払額の改定において用いる指数が異なることなどから、入札説明書等に関する質問回答（1回目）の番号40への回答にあるように、維持管理費相当分と運営費相当分に振り分け（按分）るものとしします。なお、当該振り分け（按分）の方法は、入札参加者の判断によるものとし、便宜的な方法でよいものとしします。
8	登録免許税	29	4	6	1				※	登録免許税は市の負担とするとの記載がございますが、SPCが負担することになった場合は、一旦負担し、御市へ請求するとの理解で宜しいでしょうか。（質問の意図としましては、事業契約書（案）第36条に記載される御市が行う登記手続とは、所有権を取得される保存登記との理解ですが、本来は竣工した時点で表題登記をしますので、引渡しまでの間、SPCが表題登記を行わざるを得ない状況も考えられます。この場合、SPCが保存・移転登記を行うことにより課税されるため、立替費用を工面する必要性がございます。）	ご理解のとおりです。選定事業者が表題登記を行い、かつ、市が所有権の保存登記を行おうとする場合には、選定事業者に賦課される登録免許税について、これを市が負担するものとしします。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	-	質問	回答
9	運営費相当分／F本施設の運営に係る業務の対価／③公益文化施設の運営に係る美術館（市民ギャラリー）業務	29	4	6	1					※ 美術館（市民ギャラリー）業務に係る費用の項目に、実施方針等に関する質問回答No.38の「毎年の催事実施費（開館後約3年間）については、選定事業者の負担」に関する取り扱いの記載はありませんが、どのような取り扱いになりますでしょうか。	実施方針では、毎年の催事実施費についてご質問のような取り扱いを予定していましたが、その後の検討の結果、入札説明書では当該取り扱いを中止（開館後約3年間の催事実施費についても入札金額に含めないことに）しました。なお、要求水準書P41の(3)を参照してください。
10	施設整備費相当分の改定	29	4	6	2	1				施設整備費相当分の改定につきまして、公共工事標準請負工事約款第25条第1～4項の全体スライド条項および第5項の単品スライド条項の適用に加えて、第6項の「インフレスライド条項」を適用いただくことは可能でしょうか。	所定の状況が整えば、ご質問の事項（アからエ及びオの適用に加えてカを適用すること）について、可能とします。ちなみに、入札説明書P29の1)アからエが東根市建設工事請負契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）の第1項から第4項、オが同第5項、カが同第6項に準拠しています。
11	本施設の維持管理に係る業務及び運営に係る業務に関するモニタリング	41	5	5	5					独立採算業務（カフェ・物販）はモニタリングの対象業務と理解しますが、市で想定する当業務における月次報告書の報告内容はどのようなものでしょうか。	当該業務が選定事業者による独立採算業務であることに配慮し、財務的な報告は必要最小限度（選定事業者と独立採算業務に当たる者との関係や概略の業務収支程度）とし、主として、業務の実態（提供されるサービスの内容とともに、利用者の満足度等）が把握できるものとする予定です。なお、詳細については、市と選定事業者が協議し、定めるものとします。
12	運營業務のモニタリング	41	5	5	5	1	①			独立採算業務（カフェ等業務、販売等業務）は、貴市によるサービス対価の支払いもなく、また、施設使用料を事業者が支払う業務ですので、モニタリングの対象となる業務から「⑤公益文化施設の運営に係る独立採算業務」を削除頂けませんでしょうか。	独立採算業務もモニタリングの対象に含まれます。入札説明書に関する質問回答（1回目）の番号60への回答も参照してください。

＜ 様式集に関する質問回答 ＞

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	-	-	質問	回答
13	添付資料について								各提案書に関連して、より詳細な説明を要する場合の添付資料等を該当様式に添付することは可能でしょうか。	「様式集」、「入札説明書等に関する質問回答(1回目)」において特記がない限り、添付資料等の提出は認めないものとします。定められた要領、様式、体裁、枚数等で

番号	質問項目	頁	賦	章	1	(1)	1)	-	-	質 問	回 答
											作成してください。
14	協力企業について	40	27						※	協力企業については、名称を明らかにして記載とありますが、入札参加グループの構成員の関連会社等、入札参加グループの名称を連想させる具体的な名称は記載しないという理解でよろしいでしょうか。	様式27は、「※入札参加グループの構成員については、設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業、その他企業の名称等（具体的な役割を含む。）を明らかにして記載してください。」、「※協力企業については、本事業において主要な業務（電気設備工事、機械設備工事等）を委託・再委託（発注・再発注）する者の名称等（具体的な役割を含む。）を明らかにして記載してください。」としています。したがって、構成員及び協力企業の名称等（具体的な役割を含む。）を明らかにして記載してください。提案書のうち、様式29、様式30についても同様としています。なお、審査に当たっては、当該名称等を削除（塗りつぶ）して実施することとしています。
15	<様式30>第1回質疑回答	43	30							質問回答（1回目）No.103によりますと、<様式30>の後ろに関心表明書等を添付するとありますが、本様式に記載する事項は、「金融機関等からの関心表明書等の写しを添付してください。なお、関心表明書が取得されていない場合は、その合理的な説明を記載してください。」とあります。関心表明書等の写しを添付する場合、記載すべき内容についてご教示していただければと思います。もしくは「関心表明書等別紙添付」と記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。金融機関等からの関心表明書等の写しを添付する場合には、例えば「本様式の後（うしろ）に金融機関等からの関心表明書等を添付します。」と記載（かつ添付）することにより、関心表明書が取得されていない場合には、その（取得されていない）合理的な説明を記載してください。
16	割賦売掛金取崩費用について	44	31							営業費用中の『本施設の施設整備に係る費用』『本施設の開業準備に係る費用』については細目が『割賦売掛金取崩費用』のみとなっているが、こちらはどのような内容を想定しているのでしょうか。	「損益計算書」の作成に当たっては、該当する事項の有無にかかわらず、各項目は削除しないでください。該当する事項がない場合は、空欄でもかまいません。また、これら各項目で不足する場合や、これら各項目の内容をさらに詳細に記載する場合は、新たな項目を追加してもかまいません。入札参加者の具体的な提案内容に沿って作成してください。様式32についても同様とします。なお、詳細については、様式集P51、52の注意事項を参照してください。

番号	質問項目	頁	献	章	1	(1)	1)	-	-	質 問	回 答
17	資金調達計画	44	31							事業費に含まれないが、貴市から支払われることとなっている収支(毎年度の図書館資料調達費など)については、資金調達計画に記載する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	本施設の維持管理に係る費用のその他費用欄	44	31							損益計算書の費用のうち、本施設の維持管理に係る費用および本施設の運営に係る費用に「その他費用」欄がございしますが、「入札説明書第4章6支払条件等(1)支払の構成」にお示しされている維持管理費相当分および運営費相当分の「その他費用」には管理費、法人税および税引後利益が含まれております。損益計算書の当該その他費用欄と、「様式36⑨その他費用」および「様式37⑤その他費用」の金額とは整合が取れないため、一致しないとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式31の「その他費用」は、「売上(営業収入)」に対応する「費用(営業費用)」のことであり、当該業務を履行するに当たって選定事業者が直接的に必要とする費用のことであり、一方、様式36、様式37の「その他費用」は、入札説明書P27、28で定義している「その他費用」のことであり、
19	単位	44	31							円単位で資金収支表を作成する予定ですが、①資金調達計画(長期事業収支計画表)の単位は千円となっておりますので、円単位で作成した資金収支表の各金額を四捨五入して表示するとの理解で宜しいでしょうか。	様式31、様式32については、ご理解のとおりです。ただし、様式22-1、様式22-2の脚注等を熟読するとともに、様式33から様式37については、入札金額の内訳書であり、様式22-1、様式22-2と整合(一致)する必要があることに留意してください。
20	営業外損益	52	31			9				営業外損益には、消費税のうち一般管理費相当分(共通費)に対する仕入税額控除が一部認められない控除対象外消費税も想定されます。当該損失が発生すると見込まれた場合、企業会計上は営業外損益に含みますので、損益計算書の「営業外損益」に記載することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、スペースの許す範囲で注書きを付してください。
21	DSCR	52	32			7				DSCRの計算には、当該事業年度の借入金元利返済額には優先ローン返済額のみ考慮するとの理解で宜しいでしょうか。	原則として、ご理解のとおりですが、資金の調達を予定している金融機関等(優先ローン以外の貸付人を含む)との協議(融資(貸付)条件等)の内容と整合あるものとしてください。
22	根拠資料の添付について	53	38							事業継続計画にかかる根拠資料等についても、本様式に添付するのではなく、全て様式27に添付する形で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、様式27に添付できるのは、金融機関以外からの関心表明書等に限定するものとします。なお、入札説明書等に関する質問回答(1回目)の番号91への回答も参照して

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	-	-	質問	回答
										ください。
23	様式51「長期修繕計画」	66	51						本様式では、各項目の金額について記載する必要は無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	総括マネジメント業務	79	64						まちづくりとしての機能とありますが、具体的にはどのような機能を想定しているがご教示いただきたく存じます。	市は、具体的な機能は想定していませんが、要求水準書P1の(2)1)の「③基本方針(…公益文化施設が単なる図書館、美術館(市民ギャラリー)、市民活動支援センターにとどまらず、より多くの市民が集い、中心市街地の賑わいを創出し、交流が生まれる施設…」を参照し、入札参加者の積極的な提案を期待しています。

< 要求水準書に関する質問回答 >

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
25	積雪荷重	15	2	3	3	5				「積雪荷重の積雪量は1.5m」とありますが、2007年度版建築物の構造関係技術基準解説書(黄色本)に記載の「極めて稀に発生する積雪状態」を考慮し、積雪荷重の積雪量は1.5m×1.4=2.1mで計画するとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の要求水準(法的な基準を超えるが必須事項)は、建築基準法施行細則第16条の2(積雪荷重)の表において、鶴岡市の一部、酒田市の一部、寒河江市、上山市、白鷹町、庄内町の一部と同じ数値(1.5メートル)に読みかえる(を適用する)というものであり、いわゆる「黄色本」については、当然に、これを遵守する必要があります。
26	電灯設備	16	2	3	4	6	②			展示室に使用する照明器具は『平均演色評価数Ra90以上、かつ調光範囲5～100%』という仕様になっていますが、調光範囲の下限值5%はベース照明、スポットライトともに必須でしょうか。上記条件を満たす器具はかなり限定されます。	該当するスポットライトは、複数社が製造・販売しているため、要求水準書のとおりとします。
27	動力設備	16	2	3	4	6	③			「動力制御盤は原則として機械室等の屋内に設置する。」とありますが、室外機への電源供給を行う動力制御盤については屋外設置として問題ないでしょうか。	ご理解のとおりですが、美観、メンテナンス性、耐久性等に配慮してください。
28	電話設備	17	2	3	4	6	⑧			「建物内の必要諸室に配管配線等を行うとともに電話機を設置する。」とありますが、この『必要諸室』については特に指定はなく、事業者側の提案と言うことで宜しいでしょうか。【別紙11】にも電話については特に記載が	ご理解のとおりです。

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										ありません。	
29	情報配管設備	17	2	3	4	6	⑨			「情報“配管”設備」となっていますが、配管だけではなく、LAN用の機器・配線も提案の範囲内と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、LAN用の配線及び機器等の整備についても、本事業における選定事業者の業務範囲内となります。
30	映像・音響設備	18	2	3	4	6	⑩			「エントランス・ホール及び各施設の指定された部屋に映像・音響設備を設置する。」とありますが、この『エントランス・ホール』については、【別紙10】、【別紙11】、【別紙12】ともに映像・音響設備の記載がありません。エントランス・ホールに設置する映像・音響設備について具体的な要求があればご教示下さい。	「エントランス・ホール」における映像・音響設備は、設置するかどうかを含めて、入札参加者の提案によるものとします。
31	駐車場、駐輪場	20	2	3	5	3				公益文化施設の駐車場及び駐輪場、都市公園の駐車場について、夜間は防犯の為、埋め込み式ポール等の設置により使用制限を設けてもよろしいでしょうか。	市は、夜間の使用制限を想定していませんが、選定事業者が管理を行ううえで必要と判断する場合には、埋め込み式ポール等の設置の提案を妨げるものではありません。なお、具体的な使用制限については、市と選定事業者で協議して定めるものとします。
32	駐車場、駐輪場	20	2	3	5	3				イベント等の開催で車での来館者が多く、駐車場台数（150台程度）を超える場合は、近隣の市の施設（市役所等）の駐車場への駐車は可能でしょうか。	可能としますが、具体的な運用方法等については、市と選定事業者で協議して定めるものとします。
33	公園施設・工作物等	21	2	4	4					1)～6)の要求事項の他に、常設の物販エリア等を設置して、独立採算業務（提案）として利用することは可能でしょうか。もし可能な場合、市への利用料等の支払いは必要でしょうか。	都市公園内における常設の物販エリア等の設置は、不可とします。
34	都市公園の緑地	21	2	4	4	1				「まとまった広さの芝生エリア」とありますが、想定される最少面積などありましたらご教示願います。	「まとまった広さの芝生エリア」であれば、市は、当該エリアの最小面積を指定するものではありません。入札参加者の判断により提案してください。
35	開業準備期間の開館時間	26	3	2						開業準備期間中の本施設の開館時間は、運營業務に記載されている開館時間（若しくは利用時間）と同様との理解でよろしいでしょうか。	平成28年10月31日（本施設の引渡し予定日）以前においては「開館時間」という概念はなく、当該期間における開業準備に係る業務の実施時間については、入札参加者の判断によるものとします。
36	広報等業務	26	3	2	1					ホームページの開設時期も入札参加者の提案によるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、平成28年10月31日（本施設の引渡し予定日）以前においても、十分な広報等業務を実施できるように



番	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
											配慮するものとします。
37	大規模な修繕等	29	4	1	1				※	電灯設備機器類が16年目以降に市で予め指定する部位の大規模な修繕等に指定されていますが、それ以外の電気設備（受変電設備等）についても市が必要と認める大規模な修繕等は対象となると考えてよろしいでしょうか。	市で予め指定する部位（大規模な修繕等）に限り、当該費用を市が負担するものは、電気設備関連においては、電灯設備機器類、静止型電源機器類、監視システム機器類を対象としています。ご質問の「それ以外の電気設備（受変電設備等）」については、当該部位の対象となりません。したがって、「それ以外の電気設備（受変電設備等）」において修繕等が必要な場合には、当該修繕の規模の大小や必要となる期間（15年目以前、16年目以降）に関わらず、選定事業者の負担（本事業の事業範囲内とし入札価格に含める。）となります。
38	大規模な修繕等	30	4	1	1				※	什器備品等類については最初の15年間は維持管理に係る保守管理、修繕又は更新等を実施し、16年目以降に市の負担による大規模修繕を実施するとの解釈でよろしいでしょうか。	16年目以降に大規模な修繕等（日常修繕、経常修繕等を除き、オーバーホール、主要部品の更新、全体の更新等を含む。）が必要となる什器備品等類については、ご理解のとおりです。
39	外構の除雪作業	35	4	5	5	1				「屋外スペース」の除雪につきましては、要求水準では無いとの理解で宜しいでしょうか。	市は、「屋外スペース（美術館（市民ギャラリー）と連携した屋外展示ができるスペース）」の除雪（冬季の利用）を想定していませんが、入札参加者の提案を妨げるものではありません。
40	公衆トイレの修繕・更新	37	4	8	4					曳き移転する「公衆トイレ」については、点検・清掃及び消耗品の交換等が事業範囲内であり、修繕が必要な箇所を発見した際の修繕は、貴市にてご対応頂けるものとの理解で宜しいでしょうか。	都市公園の維持管理に係る保守管理業務には、公衆トイレの修繕業務も含むものとします。ただし、公衆トイレの既存（市が選定事業者引き渡した）部分の瑕疵によるものについては、市が、当該修繕費を負担するものとします。
41	都市公園利用管理業務	37	4	8	6					入札説明会時に公園利用管理業務については、市では軽微な業務と認識しているとの説明があったと記憶していますが、具体的な業務内容や業務量等を推量し得る資料の開示を希望します。	具体的な業務内容は、要求水準書に記載のとおり、使用許可、利用管理、台帳の作成及び保管、使用料金の収受及び市への納入等ですが、その業務量を推量するための参考として、東根市民の広場（市役所敷地内の南側）における現在の利用状況について、下記のとおり開示します。 利用団体数：年平均5団体 利用内容：幼稚園・小学校等の行事（遠足など）、太極拳、フ

番	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質 問	回 答
											リーマーケット等
42	都市公園利用管理業務	37	4	8	6					都市公園の使用料金の収受及び市への納入とありますが、市民が公園緑地等を利用した場合の使用料金収受と理解していますが、独立採算業務（提案）としてイベント等を企画・利用した場合においても選定事業者は使用料金の支払いは必要でしょうか。	本事業における催事として選定事業者（指定管理者）が実施するものについては、使用料金は不要とします。ただし、当該催事は、公益文化施設及び都市公園における公共サービスの提供として常識的な範囲（過度に収益性等を追求するものは含まない。）に限るものとし、詳細については、市と選定事業者が協議し、定めるものとします。
43	運営時間について	41	5	2	3	1				平成26年2月21日付入札説明書等に関する質問書質疑番号153にあるとおり、施設の運営時間については、変更することはできないとのことですが、平成25年11月1日付実施方針等に関する質問回答番号174にあるとおり、美術館の開館時間については事業者の提案により変更できるとの理解でよろしいでしょうか。	美術館（市民ギャラリー）の開館時間は9:00～18:00とします。実施方針等に関する質問回答（番号174）は、要求水準書P41の※印にあるように、企画展や市民ギャラリーでの催事の際、特定の曜日や日にちによって開館時間を延長し、仕事帰りの方も利用できるよう配慮するという趣旨です。
44	企画展示実施費	42	5	2	3	9				企画展示実施費のうち、外部機関等に支払う実施費以外で、開催都度の諸経費（展示施工費、印刷費、監視員、チケット販売員など）は、入札金額に含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご質問にある「開催都度の諸経費（展示施工費、印刷費、監視員費、チケット販売員費等）」についても、入札金額には含まず、外部機関等に支払う実施費等に含まれる（同様に扱う）ものとします。なお、入札金額に含まれる企画費、準備費、開催費等のうち選定事業者に直接生じる経費等とは、美術館（市民ギャラリー）業務に当たる担当スタッフ（通常、本施設に勤務しているスタッフ）自らが行う範囲の業務を対象とします。
45	企画展示実施費	42	5	2	3	9				企画展示に関して、外部機関のパッケージ企画を購入するのではなく、選定事業者が独自に企画準備し、施工まで行う場合は、その費用を入札金額に含むと考えてよろしいでしょうか。	選定事業者が独自に企画準備し、施行まで行う場合であっても、当該企画展示の実施に当たって業務を外部に委託する部分の実施費等（企画費、準備費、開催費等のうち選定事業者に直接生じる経費等）を含まない。※）は、入札金額に含めないものとします。※印については、番号44への回答を参照してください。
46	企画展示実施費	42	5	2	3	9				企画ごとの図録作成の有無は、市との協議でしょうか。また作成費用は入札金額に含めず、別途予算措置をして頂けるのでしょうか。	ご質問の前段について、企画ごとの図録作成は、市と選定事業者で協議し、定めるものとします。なお、当該図録の作成に当たって業

番号	質問項目	頁	章	1	(1)	1)	①	ア	a	質問	回答
										加えて図録売り上げ収入の取扱いについてもご教示ください。	務を外部に委託する部分の実施費等（企画費、準備費、開催費等のうち選定事業者に直接生じる経費等を含まない。※）は、市の選定事業者に対する支払（サービス購入費）の対象外としている企画展示に係る費用（消費税及び地方消費税を含めて約15,000,000円/年）の一部とし、入札金額に含めないものとします。※印については、番号44への回答を参照してください。 ご質問の後段について、要求水準書P42の「市が実施費用を負担する催事において入場料金を徴収する場合は、市の公金として処理する。」を準用（売上げ収入について入場料金と同等の扱いをするものとします）
47	自動販売機の設置	43	5	2	5	2				自動販売機の設置場所、設置台数等は、提案によるものという理解で宜しいでしょうか。	自動販売機の設置は、必須の独立採算業務となりますが、その設置場所及び設置台数については、入札参加者の提案によるものとします。

< 要求水準書別紙・資料に関する質問回答 >

番号	質問項目	資料	番号	枚数	0段	-	-	-	-	質問	回答
48	給水引込	別	4	1	中					既存給水引込は無く新規引込が必要で、消雪管が既に埋設されている東側歩道を掘削しての新規引込は不許可と解釈されますが、いかがでしょうか。	既に消雪管が埋設されている歩道は、事業予定地の西側となります。なお、消雪管が埋設されている歩道における新規給水引込の詳細については、市水道課にお問い合わせください。
49	排水接続	別	5	2 ～ 8						既存排水公設柵は無く新規設置が必要で、消雪管が既に埋設されている東側歩道を掘削しての新規取付管設置は不許可と解釈されますが、いかがでしょうか。	既に消雪管が埋設されている歩道は、事業予定地の西側となります。なお、消雪管が埋設されている歩道からの公共柵設置の詳細については、市都市整備課にお問い合わせください。
50	美術館（市民ギャラリー）の設備	別	10	7	下					共通事項に「展示物に合わせて演出できるような調光機能」とありますが、これは照度の調整だけでなく、カラーフィルターや配光反射鏡、照射範囲調整レンズ等を用意するというのでしょうか。	ご理解のとおりです。オプション部品の用意、あるいは、複数種類の器具の採用等により対応することを想定しています。対応方法の詳細については、入札参加者の提案によるものとします。
51	市民ギャラリーの設備	別	10	8	中					「市民ギャラリーは・・・、他の美術館や芸術家などから美術品を借り受けて開催する企画	ご理解のとおり、展示する作品等に応じて必要となる温湿度環境を確保する必要があり、空気調和

番号	質問項目	資料	番号	枚数	0段	-	-	-	質問	回答
									展・・・』とありますが、個別空調24時間運転などの一定の温室度環境をつくりだす必要がありますでしょうか。	設備の24時間運転も想定されます。
52	消防法関連	別	10	8	中				本建物は消防法上の建物用途は、8項（図書館・博物館・美術館その他これらに類するもの）に該当するものと考えられます。市民ギャラリーについては、『200人程度のギャラリートーク…等でも使用する事を想定』とありますが、カフェ、ショップ等と共に図書館・美術館の従属的用途部分であり、16項イ（複合用途の特定防火対象物）には該当しないと判断されます。貴市消防本部様に異なる見解がありましたら、ご教示願います。	入札参加者の提案内容によることとあり、市消防本部にお問い合わせください。
53	市が所蔵する芸術作品	別	10	8	下				実施方針に関する質問回答（NO72）の市が所蔵する芸術作品については、「本施設への所蔵数については、将来を見越して、今後検討します」との回答がありますが、展示台や展示用具などの準備、資材室の大きさにも関係しますので、点数だけでなく、作品の系統・種類等できるだけ具体的に教えていただくことはできませんでしょうか。	現時点では、本施設への所蔵数（作品の系統・種類等を含む。）は未定であり、今後の検討としますが、当該検討に当たっては、入札参加者の提案内容についても参考とさせていただきます。なお、特別展示室に設置する展示ケースは、壁面利用の展示ケース、可動式の展示ケースを問わず、延長20m程度を想定していますが、具体的には、入札参加者の提案によるものとする。
54	特別展示室の活用	別	10	8	下				優れた芸術作品を展示するスペースとありますが、どのような系統の作品の展覧会を行っていくのか、年齢層やターゲット層などを含めて、目指す方向性や特徴づけたい点があればご教示ください。	市は、具体的な内容は想定していませんが、要求水準書P3の(2)3の「②基本方針（ア 市民の芸術文化活動の拠点となる美術館（市民ギャラリー）、イ 発表・鑑賞・創作から文化を創造する美術館（市民ギャラリー）、ウ 光や映像、音楽などさまざまなジャンルの作品が展示でき、時代に対応した美術館（市民ギャラリー）」を参照し、入札参加者の積極的な提案を期待しています。
55	「別紙10」諸室整備一覧（一般）	別	10	8	下				4）利用者控室 ①展示利用者は主に観覧者をさしているのでしょうか？	ここでの「利用者控室」とは、展示発表者等の控室のことです。
56	特別展示室の可動式展示パネルについて	別	10	8	下				別紙10、3美術館（市民ギャラリー）の2）特別展示室④に「可動式展示パネル」とありますが、運用の利便性・設営コストを考えると、「可動壁」が望ましく思われます。「可動壁」として計画	同等の機能を満たすことができるのであれば、入札参加者の提案によるものとします。

番号	質問項目	資料	番号	枚数	0段	-	-	-	質問	回答
									することで宜しいでしょうか。	
57	カフェの標準内装及び標準装備	別	10	13	中				要求水準書別紙・資料に関する質問回答No. 169より、テナントの入れ替えに伴う「標準内装及び標準装備」の改修については、もともとサービス購入費の対価ですので、市と協議の上、別途費用を支払っていただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	テナントの入れ替えは、選定事業者の事由によるところであり、当該入れ替えに伴う「標準内装及び標準設備等」の改修については、選定事業者の独立採算業務における負担となります。なお、当該入れ替え及び改修については、市との協議及び市の承諾が必要となります。
58	公園駐車場について	別	10	15	上				別紙10、7都市公園（1）都市公園（2）都市公園施設の2）公園駐車場に、「都市公園用駐車場として10台程度」とありますが、当該駐車場への導入構内道路は公益文化施設側に計画し、駐車場の駐車部分を都市公園側に計画することで宜しいでしょうか。	「都市公園用駐車場」及び「公益文化施設駐車場」は、それぞれ道路からのアクセス通路を含めて自らの用地内で処理してください。なお、双方が明確に区分できるのであれば、隣接（接続のうえ相互に利用）していても支障ないものとしてします。
59	照度	別	11	1	上中				図書館の各コーナーの照度設定が750Lxとなっていますが、この照度は、特に大空間部分については部屋全体の平均照度ではなく、【別紙10】2枚目＜共通事項＞⑫にあるように、実際に図書等を閲覧する部分やカウンター業務を行う部分の机上面の照度と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のほか、図書館の書架部分の鉛直面照度を含めて750Lxとしてください。
60	給排水	別	11	3	上				市民活動支援センターエリアの情報ラウンジに、給排水必要となっておりますが、その目的についてご教示願います。	利用者休憩コーナー（飲食可能なスペース）を兼ねているため、手洗いや流し等を想定しています。
61	AV設備	別	11	4	上				注記※6のAV欄の「○」と「●」の違いは具体的にどのように考えればよいでしょうか。例えば、おはなしの部屋、ボランティア室などはAV欄が「●」となっておりますが、【別紙10】諸室整備一覧、【別紙12】什器備品等リストには特にAV設備の記載はありません。用途に応じて事業者側でAV設備を提案するということでしょうか。	「○」は、一般的なAV設備（マイク、スピーカ、アンプ、CD等）を示すものであり、市民ギャラリーにおいては、光、映像、音響等を利用した展示やギャラリートーク等を、講座室においては、講義用の映像、音響等を利用した講義等を想定しています。 「●」は、その用途に合わせたAV設備（おはなしの部屋はお話し会対応、視聴覚コーナーはDVD・CD・BD・AV架等、情報コーナーはデジタルサイネージ等、グループ研究室兼録音室は録音に必要な機材（市調達）等を想定しています。 以上を参考とし、入札参加者の提案に合わせて整備（設置）してください。 <b>なお、ボランティア室の「●」は</b>

番号	質問項目	資料	番号	枚数	0段	-	-	-	-	質問	回答
											<b>削除します。</b>
62	図書館システムについて	別	12	3	中					“図書館システム等”の記載がありますが、図書館システムの定義をご教示頂きたく存じます。	「図書館システム等」とは、【別紙15】によるものとしますが、【別紙13】P2の「(2)公益文化施設の運営に係る図書館業務」を実現できる内容としてください。詳細については、入札参加者の提案によるものとします。
63	図書館システムについて	別	12	3	中					“図書館システム等”に含まれるシステムの範囲は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。番号62への回答を参照してください。
64	アトリエ備品について	別	12	4	下					リストアップされた備品の整備・調達は必須ではなく、事業者の提案にあわせて備品の内容を変えることができるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、市が要求する美術館（市民ギャラリー）の機能（要求水準書P3の(2)3）の「②基本方針（ア 市民の芸術文化活動の拠点となる美術館（市民ギャラリー）、イ 発表・鑑賞・創作から文化を創造する美術館（市民ギャラリー）、ウ 光や映像、音楽などさまざまなジャンルの作品が展示でき、時代に対応した美術館（市民ギャラリー）」及び入札参加者の提案を満たす什器備品等を設置してください。
65	現さくらんぼ図書館の蔵書約4万冊の装備について	別	14							新図書館の名称が「さくらんぼ図書館」から変更されるような場合でも、現さくらんぼ図書館の約4万冊に装備されているバーコードは、そのまま継続使用して良いと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりですが、「図書館システム等」において、利用者に不便を与えることがないように配慮してください。
66	さくらんぼ図書館の移管本について	別	14	1	中					さくらんぼ図書館より約4万冊を整備移管する」とありますが、新図書館に移管できる状態の書籍が何らかの事情で約4万冊に満たないと市と事業者が協議の上、判断した場合は、開館時12万冊という冊数に縛られなくても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりとします。

< 落札者決定基準に関する質問回答 >

(質問はありませんでした。)

< 基本協定書(案)に関する質問回答 >

(質問はありませんでした。)

＜ 事業契約書(案)に関する質問回答 ＞

番号	質問項目	頁	章	節	条	項	号	臈	-	質 問	回 答
67	「事業者」による「維持管理・運営業務」体制の整備	16	4	5	34	3				<p>第38条に定める通りとのことですが、第38条の『「本施設」の引渡し』を『「維持管理・運営業務」開始』と読み替えて準用するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>『「本施設」の引渡し』が予定通りに遂行され、『「維持管理・運営業務」開始』のみが遅延する場合も可能性としては、想定されるので念のため確認させていただきたく存じます。</p>	<p>まず、事業契約書(案)第34条に基づき選定事業者が維持管理・運営業務体制の整備を行い、次に、同第35条に基づき市がしゅん工確認通知書の交付(当該交付には維持管理・運営業務体制の整備の確認が必須)を行い、最後に、同第36条に基づき本施設の引渡し(当該引渡しには確認通知書の交付が必須)が行われることとなります。したがって、ご質問にあるように、本施設の引渡しが予定どおりに遂行され、維持管理・運営業務の開始のみが遅延する場合を想定していませんが、例えば、本施設の引渡しが遂行された直後で、維持管理・運営業務の開始直前において不可抗力が発生した場合には、ご理解のとおりです。</p>
68	紛失本について	44							2	<p>一年間の不明本は何%程度を想定されているかご教示いただきたく存じます。</p>	<p>現在のさくらんぼ図書館における不明本の割合は約0.1%となっていますが、本施設の図書館においては、不明本の割合が縮減されることを希望しています。なお、将来において、不明本の割合等の想定が必要となった場合には、市と選定事業者で協議して定めるものとします。</p>
69	事故本について	44							2	<p>事故本等の利用者からの弁償の場合、その弁償金を運営事業者の裁量で書籍購入費に宛がうことは可能でしょうか。</p> <p>また弁償金はすべて市への戻入の場合には、弁償金でなく、代本弁償という形を基本とすることは認めて頂けますでしょうか。</p>	<p>現在のさくらんぼ図書館における事故本等の取扱いは、代本弁償を原則としていますが、弁償を行う者の意向により弁償金を現金で納付(この場合、図書館側が事故本等を再購入し、破損した事故本は弁償を行う者に交付)することも可能としています。本施設の図書館においても、同様の取扱いを想定していますが、詳細については、市と選定事業者で協議して定めるものとします。</p>
70	サービス購入費に係るインセンティブについて	50							7	<p>利用者数、貸出冊数などに応じた事業者のインセンティブを設定頂くことはできないでしょうか。</p>	<p>利用者数、貸出冊数の増大も重要と考えますが、提供するサービスの質、施設利用者の満足度等を、より重要と考えているところから、本事業では、当該インセンティブは設定していません。</p>

＜ その他に関する質問回答 ＞

番号	質問項目	-	-	-	-	-	-	-	質 問	回 答
71	構成員の交代								20年間の事業において、構成員が倒産し業務を継続できなくなった場合には、代替業者を選定し業務を継続することができれば事業契約は解除にならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、当該事態においては、施設利用者への支障が最小となるよう、市と選定事業者で十分に協議するものとします。
72	中高一貫校の樹木								計画敷地とのランドスケープの調和を図るため、中高一貫校で予定している外構の樹木の種類をご教示いただきたく存じます。	県が行う中高一貫校の外構設計は、平成26年度に実施される予定のため、現段階においては、樹木の種類等は決定されていません。なお、質問回答（1回目）の番号120への回答も参照してください。
73	中高一貫校のグラウンド								中高一貫校のグラウンドは一般的な土でしょうか、または陸上トラックなどで使用する舗装等でしょうか。	グラウンドは、県が行う中高一貫校の外構設計とともに、平成26年度に実施される予定のため、現段階においては、その仕様等は決定されていません。ただし、基本的には、土の部分が主体になると考えています。

以 上



## 入札説明書等に関する追記（変更）事項

入札説明書等に関して、下記 1 から 4 のとおり追記（変更）します。

### 1 都市計画道路一本木駅前通り線の歩道融雪施設設置工事について（個別質問のうち一般的質問とした質問への回答）

（質問）

都市計画道路一本木駅前通り線の歩道融雪施設設置工事が平成 27 年度の施工予定であり、本施設の施設整備において歩道融雪施設設置工事完了部分を再度歩道切下げ工事でやり直す可能性が高いため、そのようなことが起こらないよう、当該歩道融雪施設設置工事の施工時期等の調整をお願いできないでしょうか。

（回答）

都市計画道路一本木駅前通り線の歩道融雪施設設置工事の実施設計は、平成 26 年度を予定（工期等の詳細は未定）しており、選定事業者が行う本施設の施設整備との取り合いや施工時期等との調整は可能なものと考えています。

### 2 選定事業者が使用する車両の取扱いについて

維持管理業務、運営業務を実施するに当たり、選定事業者が車両を調達する場合には、「施設整備費相当分（什器備品等調達業務及び関連業務）」に含めるのではなく（当該車両を市の所有とするのではなく）、例えば、リース方式による調達（リース方式にはこだわりません。）により、「維持管理費相当分」、「運営費相当分」に含めるものとしてください。市は、当該費用について、「維持管理費相当分」、「運営費相当分」の一部として、本施設の引渡しの完了の翌日（本施設の維持管理に係る業務の開始日）から事業契約の完了までの 20 年間にわたって、選定事業者に均等（平準化）方式で支払うものとします。なお、「維持管理費相当分」と「運営費相当分」への振り分け（按分）については、入札説明書等に関する質問回答（2 回目）の番号 7 への回答を準用してください。

### 3 山形県立東根中高一貫校（仮称）の鳥瞰図等について

県より、山形県立東根中高一貫校（仮称）の実施設計における鳥瞰図等の提供を受け、平成 26 年 4 月 14 日頃に、本市ホームページにて公表する予定です。

### 4 都市公園に設置する公衆トイレについて

要求水準書 P 21 の「4) 公衆トイレ」に記載されている「現在、中高一貫校予定地にある公衆トイレ（上屋のみ）を曳き移転したものに、建具や衛生器具を設置し直して利用する。なお、公衆トイレの曳き移転は、市が別途に発注するものとし、選定事業者が指定する近傍において引き渡す（公衆トイレ（上屋のみ）、建具、衛生器具）ものとする。」を「現在、中高一貫校予定地にある公衆トイレ（上屋のみ）を曳き移転したものに、必要となる内外装（建具を含む。）の補修とともに、足元回り（基礎、床とともに立ち上がり部分を含む。）、設備機器（衛生器具を含む。）、屋内外の配管・配線等の追加工事を行って再利用する。なお、公衆トイレの曳き移転は、市が別途に発注するものとし、選定事業者が新たに設置する場所の近傍において引き渡す（引き渡すのは、公衆トイレ（上屋のみ）、建具のみとし、衛生器具は含まない。）ものとする。」に変更する。

以上